

答 申 書

平成22年8月31日

上田市教育委員会
教育委員長 西田 不折 様

上田市社会教育委員
代表 小林 善幸

平成21年7月30日に諮問された「上田市の生涯学習推進のための方策について」について審議した結果、別紙のとおり答申します。

1 はじめに

「上田市の生涯学習推進のための方策」について教育委員会から諮問を受けて後、上田市行財政改革推進委員会から市長に対し、「教育委員会事務局体制の改革」についての提言書が、平成 22 年 1 月 25 日付で提出された。この「提言」内容は、上田市の社会教育行政を根底から「改革」する内容であったため、当社会教育委員としては、「意見書」を平成 22 年 6 月 1 日付で教育委員長へ提出した。

しかし、「提言」の目的の一つとされている「教育委員会が生涯学習、とりわけ学校教育に特化できる体制をつくる」ことに関しては、答申内容を検討する際に看過できない問題点が含まれている。

したがって、本答申においては、「教育基本法」及び「社会教育法」の改正で求められている、学校教育と社会教育との新たな関係性の構築を踏まえつつ答申したい。

2 教育基本法及び社会教育法改正により求められている方策

教育基本法の改正(平成 18 年 12 月 22 日施行、法律第 120 号)により、旧法第 7 条(社会教育)の条項から「家庭教育」の文言がなくなり、新たに第 10 条(家庭教育)に関する条項が独立して設けられた。また、第 11 条(幼児教育)の条項も新設された。

これにより、教育は「家庭教育」(家庭)、「学校教育」(学校)、「社会教育」(地域社会)の 3 つに大別され、それらをつなげる「生涯学習」については、第 3 条(生涯学習の理念)が新設され、その上で、第 13 条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)の新設により、学校、家庭、地域住民、その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力を努めるべきことが明文化された。

家庭・学校・地域社会の協力と連携については、平成 8 年の中央教育審議会の答申「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(第 1 次答申)が出されて以来、今日に至る教育改革の中核的なものとして位置づけられている。

一方、平成 20 年 6 月に公布・施行された社会教育法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 55 号)は、教育基本法で「生涯学習の理念」が示されたことにより、社会教育関係の条項が改正されたことを受けたもので、第 3 条(国及び地方公共団体の任務)第 3 項において、「国及び地方公共団体は、第 1 項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することと

なるよう努めるものとする。」と規定された。

また、第9条の3（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）では、社会教育と学校教育との連携（学社連携）が新設されたことに伴い、社会教育主事が学社連携についての助言を行えるようになった。

このような法改正の内容から、生涯学習、特に社会教育において求められていることは、「教育委員会の仕事を学校教育に特化すること」ではなく、学社連携の一層の充実、社会教育による家庭教育の連携を強めること、である。この背景には、学歴社会や偏差値という言葉に象徴されるように、社会の価値尺度が学校教育に集中し、学校はかつて家庭教育が担った躰から学力問題までを一手に引き受け、その一方で、いじめや不登校等といった新たな課題への対応に追われている状況がある。さらに、家庭や地域の教育力が低下している今日においては、なおさら、学校・家庭・地域社会における教育のバランスを健全な形で再生する取組みが求められている。

3 上田市の生涯学習推進のための方策について

（1）生涯学習を推進する教育委員会の事務局体制のあり方について ～学社連携を進めるために～

生涯学習の推進にあたっては、前述した、教育基本法及び社会教育法の一部改正の趣旨に沿って、学校・家庭・地域社会の教育力を考えた場合、今後ますます社会教育の振興が重要となり、中でも学社連携を強めることが急務である。

上田市における「学社連携」の推進については、市長部局と教育委員会が共同で策定した「上田市教育支援プラン」(平成21年12月)の4つの重点目標の一つである、「地域に信頼され、地域に開かれた学校づくり」において、具体的な支援策(No19～27)が上げられている。その中でも、現在必要な基本的かつ喫緊の課題は、学校・家庭・地域との関わりと、公民館などの社会教育機関との連携や取組みを点検し、より一層の充実を図るための方策を検討することである。

この方策の検討を進めることを含め、学校・家庭・地域社会をつなぐ地域の受け皿として、住民にとって一番身近な公民館が、三者をつなぐとともに、学社連携の中核的存在としてさらにその役割を果たしていくことが必要となっている。

同時に、生涯学習課等の教育委員会事務局は、学社連携を推進していくための調整や条件整備を行っていく必要がある。

しかし、その前提として、教育委員会内部での「学社連携」がもっと意識的に行われる必要がある。

一つは、上田市の教育をより充実させるために、教育委員と社会教育委員

が意見交換をする場が必要である。同時に、教育委員会事務局内部における「学社連携」の事業体制をさらに進めるべきと考える。

(2)生涯学習基本構想の基本計画に基づく事業展開と進行管理のあり方について

生涯学習の振興は、地域コミュニティの活性化や地域の教育力につながるものであり、市民が適切な学習情報を容易に得られるようにすることが必要である。

人々の生活に密着した生涯学習は、行政の学習活動以外に自主的な学びから民間のカルチャースクールや通信教育など広範囲に及ぶものであるため、その情報のすべてを行政が管理していくことは難しいが、市長部局や教育委員会、市内の大学等が実施(予定)している生涯学習情報を収集し、発信していけるよう、学習情報の一元化に向けた情報提供システムの整備について取り組むことが望まれる。

このことにより、市民が求める様々な学習情報について、市行政のどの部署でも、市民に紹介できるようになることを要望する。

行政において幅広く展開されている生涯学習事業については、「生涯学習基本計画」にそった見地から、教育委員会において全体の活動内容を把握するとともに、その進捗状況を公表することが必要である。市教育委員会と市長部局における事業を把握することにより、各分野における事業の見直し、事業の連携と発展に結び付けることが必要と考える。